

報道資料

発表日：平成31年2月25日
所 属：県土マネジメント部
まちづくり推進局
建築安全推進課
担 当：監察係 芳賀、前島
電 話：0742-27-7564
内 線：4424

「建築物防災週間」における防災査察の実施

「建築物防災週間」は、広く一般の方々を対象として、建築物に関する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、年2回設けられており、その期間中には職員の立入による防災査察を実施しているものです。

記

1 実施期間

平成31年3月1日(金)から3月7日(木)まで(平成30年度春季)

2 具体的実施事項

(1) 防災査察

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告の提出されていない建築物を中心に、特定行政庁の職員が現地において建築物の状況を調査し、必要な指導を実施します。また、消防と共同で実施します。

防災査察の実施結果については、後日、報道発表する予定です。

〈対象建築物〉 建築基準法で定める特殊建築物
(不特定多数の方が利用する目的で供されるもの)

〈重点事項〉 対象建築物のは正指導
対象建築物に対する定期報告の徹底

(2) 広報活動

所有者・管理者の方への理解を深めるため、パンフレットの配布、公共施設等での啓発ポスターの掲示及び奈良県ホームページでの広報を行います。